

第123回 定時株主総会 招集ご通知



2020年6月26日（金曜日）
午前10時



東京都中央区新川一丁目3番17号
（新川三幸ビル）当社2階会議室
（裏面案内図をご参照下さい。）

■ 決議事項

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）
7名選任の件

第2号議案

監査等委員である取締役2名選任の件

第3号議案

退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

目次

第123回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
（添付書類）	
事業報告	9
連結計算書類	25
計算書類	28
監査報告書	31

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

(証券コード 2003)
2020年6月8日

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目3番17号
日東富士製粉株式会社
代表取締役社長 藤 田 佳 久

第123回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第123回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主総会へのご出席に際しましては、流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

なお、書面によって議決権を行使する場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時40分までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区新川一丁目3番17号（新川三幸ビル）
当社2階会議室
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。）

3. 会議の目的事項

- 報告事項 1. 第122期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告の内容及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第122期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第2号議案** 監査等委員である取締役2名選任の件
- 第3号議案** 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ(<https://www.nittofujico.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

なお、会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参下さいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告並びに計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nittofujico.jp>）に掲載させていただきます。

【株主様へのお願い】

- ・ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。また、会場受付付近で、手指のアルコール消毒および検温にご協力をお願いいたします。
- ・株主総会の運営スタッフは、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（7名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<p>フジ タ ヨシ ヒサ 藤田 佳久 (1963年7月15日生)</p> <p>再任</p>	<p>1986年4月 三菱商事株式会社入社 2003年4月 同社飼料ユニット総括マネージャー 2004年4月 日本食品化工株式会社経営企画室長 2005年6月 同社取締役 2007年6月 三菱商事株式会社澱粉・ビールユニット総括マネージャー 2008年4月 同社糖質ユニット澱粉・ビールチームリーダー 2010年5月 ASIA MODIFIED STARCH CO.,LTD. MANAGING DIRECTOR 2014年3月 三菱商事株式会社農水産本部糖質部 2014年4月 同社生活原料本部糖質部長 2014年6月 日本食品化工株式会社取締役 2016年4月 三菱商事株式会社生活消費財本部製粉糖質部長 2016年6月 当社取締役 2019年4月 当社取締役執行役員特命担当 2019年6月 当社代表取締役社長(現在に至る)</p>	400株
<p>【取締役候補者とした理由】 三菱商事株式会社等で培った豊富な業務経験と、営業・販売等に関する高い知見のもとに、2016年6月より当社取締役、2019年6月より当社代表取締役社長を務めており、引き続き取締役候補者としてしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	コ イズミ タケシ 小泉武嗣 (1958年11月30日生) 再任	1981年4月 三菱商事株式会社入社 1991年6月 同社マニラ支店食糧部マネージャー 1996年5月 同社食品流通第一部菓子マネージャー 2003年4月 同社生活産業グループ役員付企画・業務部長 2003年6月 同社食品本部飲料原料ユニットマネージャー 2008年4月 同社コーポレートスタッフ部門業務部中国室長 2009年4月 台湾三菱商事股份有限公司執行副総経理(副社長)兼生活産業本部長 2012年4月 三菱食品株式会社コンプライアンス担当役員補佐 2015年4月 当社顧問 2015年6月 当社取締役常務執行役員業務本部長兼日東富士運輸株式会社代表取締役社長 2016年6月 当社取締役常務執行役員業務本部長兼業務監査室担当兼日東富士運輸株式会社代表取締役社長 2018年6月 当社取締役常務執行役員業務本部長兼日東富士運輸株式会社代表取締役社長 2019年6月 当社取締役常務執行役員業務本部長(現在に至る)	600株
【取締役候補者とした理由】 三菱商事株式会社及び三菱食品株式会社等で培った豊富な業務経験と、国際感覚等に関する高い知見をもとに、当社取締役常務執行役員業務本部長を務めており、引き続き取締役候補者となりました。			
3	オ ヤマ マサヒロ 大山昌弘 (1957年5月29日生) 再任	1982年4月 三菱商事株式会社入社 1993年4月 株式会社リョウチク営業第二部部长 2003年4月 三菱商事株式会社穀物製品ユニット総括マネージャー 2008年4月 同社農産ユニットマネージャー 2008年6月 当社社外取締役 2009年3月 株式会社ローソン執行役員商品・物流本部副本部長 2010年5月 同社上級執行役員商品・物流本部副本部長 2013年9月 同社常務執行役員商品統括担当兼商品統括グループGIO 2014年9月 同社専務執行役員商品本部管掌兼商品GIO 2018年3月 当社顧問 2018年6月 当社取締役常務執行役員経営企画部、リテイル・商品開発担当(現在に至る)	500株
【取締役候補者とした理由】 三菱商事株式会社、当社社外取締役、株式会社ローソン等を経て、豊富な業務経験と、商品・マーケット感覚等に関する高い知見をもとに、当社取締役常務執行役員経営企画部、リテイル・商品開発担当を務めており、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	<p style="text-align: center;">イ トウ イサム 伊 藤 勇 (1969年2月12日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>1991年4月 三菱商事株式会社入社 2004年10月 三菱商事株式会社シンガポール支店 2006年7月 AGREX ASIA PTE LTD 2009年5月 三菱商事株式会社飼料畜産部 2010年7月 同社農産部小麦粉チームリーダー 2016年9月 同社商品開発部長 2017年4月 当社常務執行役員 2017年6月 株式会社増田製粉所顧問 2017年6月 当社取締役 2017年6月 株式会社増田製粉所常務取締役営業本部長 2018年4月 同社代表取締役社長兼営業本部長 2019年4月 同社代表取締役社長兼営業本部長兼業務本部長(現在に至る) 2020年4月 当社取締役常務執行役員営業本部長(現在に至る)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 三菱商事株式会社等で培った豊富な業務経験と、営業・販売等に関する高い知見のもとに、当社取締役常務執行役員営業本部長兼(株)増田製粉所代表取締役社長を務めており、引き続き取締役候補者となりました。</p>	0株
5	<p style="text-align: center;">ナカ タ アキ ヒサ 中 田 昭 久 (1960年9月23日生)</p> <p style="text-align: center;">新任</p>	<p>1983年4月 当社入社 2000年4月 当社名古屋工場課長 2013年10月 当社生産技術部長兼エンジニアリング部長 2017年6月 当社執行役員生産技術部長 2019年6月 当社常務執行役員生産技術本部長兼品質保証部担当(現在に至る)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、主に生産技術本部での仕事に従事し、現在では、当社常務執行役員生産技術本部長を務めており、豊富な業務経験と生産技術等に関する高い知見を有していることから、取締役候補者となりました。</p>	1,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
6	ヤマダ ヨシヲ 山田 容三 (1960年6月5日生) 新任	1985年4月 三菱商事株式会社入社 1999年4月 同社主計部 2001年7月 同社生活産業管理部 2002年4月 三菱商事フィナンシャルサービス株式会社 2004年12月 米国三菱商事会社本店 2009年5月 三菱商事石油株式会社 2010年9月 三菱商事株式会社エネルギー事業グループ 管理部長 2014年3月 同社監査役室長 2020年4月 当社顧問(現在に至る)	0株
		【取締役候補者とした理由】 三菱商事株式会社等で培った豊富な業務経験をもとに、当社では2020年4月より当社顧問を務めており、財務・会計等に関する高い知見を有していることから、取締役候補者となりました。	
7	トネダテ ジョウ 刀禰 館次郎 (1966年12月6日生) 再任	1990年4月 三菱商事株式会社入社 2002年4月 Asia Citrix Co., Ltd. 2005年11月 三菱商事株式会社食糧本部澱粉・ビールユニット 2008年4月 同社糖質ユニット 2009年5月 英国三菱商事会社兼独国三菱商事会社 2011年4月 欧州三菱商事会社 2012年5月 三菱商事株式会社農水産本部糖質ユニット 2013年4月 同社農水産本部糖質部 2014年4月 日本食品化工株式会社執行役員 2018年6月 同社取締役(現在に至る)執行役員 2019年1月 三菱商事株式会社生活消費財本部製粉糖質 部事業戦略チームマネージャー 2019年4月 同社消費財本部製粉糖質部長 2019年6月 当社取締役(現在に至る) 2020年4月 三菱商事株式会社消費財本部製粉製糖部長 (現在に至る)	0株
		【取締役候補者とした理由】 三菱商事株式会社等での職歴をもとに当社の適切な企業活動への助言や販売活動への支援を期待しております。また、製造業の立場ではない客観的視点で当社の企業経営全般に対する指導が期待できると判断し、取締役候補者となりました。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 刀禰館次郎氏は、非常勤の取締役候補者であります。
3. 当社は刀禰館次郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。
なお、刀禰館次郎氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役石毛宏氏および野口文雄氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	野口文雄 (1954年11月18日生) 再任	1979年4月 公正取引委員会事務局入局 1992年7月 審査部考査室長 1994年7月 国税庁名古屋国税局徴収部次長 1995年7月 同仙台国税局徴収部長 1996年7月 公正取引委員会事務総局取引部景品表示監視室長 1999年7月 審査局第一審査長 2002年7月 中部事務所長 2004年4月 取引部取引企画課長 2006年6月 近畿中国四国事務所長 2008年6月 審査管理官 2011年1月 取引部長 2012年9月 審査局長 2014年7月 郷原総合コンプライアンス法律事務所特別顧問（現在に至る） 2014年11月 タイヤ公正取引協議会専務理事（現在に至る） 2015年6月 一般社団法人全国公正取引協議会連合会理事（現在に至る） 2016年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現在に至る）	300株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 公正取引委員会等に長年勤務された経験を当社の企業活動に反映していただき、また、過去に会社経営に関与されたことはありませんが企業取引及び税務に関する相当程度の知見を有しており、職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としてしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	トヨ シマ エ 豊島 ひろ江 (1967年9月28日生) 新任	1998年4月 大阪弁護士会登録 1998年4月 中本総合法律事務所入所 2005年12月 米国New York州弁護士登録 2009年4月 中本総合法律事務所パートナー(現在に至る) 2015年10月 サンエス株式会社社外取締役 2020年3月 公益社団法人日本仲裁人協会理事(現在に至る)	0株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 企業法務、民商事紛争、倒産案件、M&A、海外投資、国際取引など幅広く法律実務に精通しており、弁護士としての経験を当社の企業活動に反映していただくことができるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、野口文雄氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。野口文雄氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
なお、豊島ひろ江氏の選任が承認された場合には、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 野口文雄氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結のときをもって4年となります。
4. 野口文雄氏は、東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
なお、豊島ひろ江氏の選任が承認された場合には、独立役員として選任する予定であります。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役谷本祐介氏および箸本隆一氏は、本総会終結の時をもって退任されますので、その在任中の功労に報いるために、当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
タニ モト ユウスケ 谷本 祐介	2016年6月 当社取締役常務執行役員(現在に至る)
ハシ モト リュウイチ 箸本 隆一	2014年6月 当社取締役執行役員(現在に至る)

以上

事業報告

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社グループの経営成績についてご報告いたします。

当社は「小麦製粉事業及び、その関連事業を通じて、食糧供給の一翼を担い、社会や人々に貢献」することを企業理念としております。また、中期経営計画「Next Future 2020」においては、事業戦略として、「新しい市場へ、新しい商品へ、新しい分野へ」を掲げ、特色ある製品の開発や、美味しさと健康を基軸とした商品開発に取り組んでまいりました。

さらに、親会社の三菱商事株式会社及びグループ各社との連携を一層強化し、積極的な販売活動による商圏の拡大を進めており、ベトナムの海外子会社であるNITTO-FUJI INTERNATIONAL VIETNAM CO.,LTD.においては、東南アジア市場の開拓に努めました。タイの海外子会社であるNitto Fuji International (Thailand) Co.,Ltd.では、工場の建設が完了し、本年3月より製造を開始いたしました。連結子会社の株式会社増田製粉所とは、両社が持つブランドを相互活用するとともに、技術の融合や生産・物流の最適化を進め、シナジーの最大化に取り組んでおります。

企業の社会的責任として、「SDGs(持続可能な開発目標)」に取り組み、事業を通じた社会貢献を推進しております。また、食品安全マネジメントシステム「FSSC22000」及び環境マネジメントシステム「ISO14001」を活用し、食品安全の管理レベル向上及び環境負荷の低減に努めております。

この結果、当連結会計年度の連結売上高は575億4千4百万円（前連結会計年度比4.8%増）となりました。連結経常利益は49億7千万円（前連結会計年度比11.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は33億8千4百万円（前連結会計年度比0.8%増）となりました。

事業別の概況は、次のとおりであります。

主力事業である製粉及び食品事業におきましては、昨年4月と10月に外国産小麦の政府売渡価格がそれぞれ平均1.7%、8.7%引き下げられたことに伴い、当社においても小麦粉製品の価格改定を行いました。当社グループ各社の業績が堅調に推移したため、売上高は前連結会計年度比3.3%増の492億7千万円となりました。営業利益は、グループ各社との連携強化や、コスト削減等の自助努力により、前連結会計年度比9.8%増の41億2千1百万円となりました。

外食事業におきましては、主力のケンタッキーフライドチキン店のキャンペーンによる販売が好調だったため、売上高は前連結会計年度比14.8%増の81億9百万円となりました。営業利益は、増収に伴う売上総利益の増加により、前連結会計年度比22.9%増の2億4千6百万円となりました。

運送事業におきましては、売上高は、前連結会計年度比0.5%増の1億6千3百万円となりました。営業利益は、配送の効率化や経費削減努力を行いました。営業拠点の新設や車両の買い替えに伴う経費の増加により、前連結会計年度比4.9%減の1億6千9百万円となりました。

事業セグメント別売上高

区 分	当連結会計年度		前連結会計年度		前連結会計年度比増減 (△)	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減 (△) 率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
製粉及び食品事業	49,270	85.6	47,673	86.8	1,596	3.3
外 食 事 業	8,109	14.1	7,063	12.9	1,046	14.8
運 送 事 業	163	0.3	163	0.3	0	0.5
合 計	57,544	100.0	54,900	100.0	2,643	4.8

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は、15億6千7百万円であり、事業の種類別セグメントは次のとおりであります。

区 分	設備投資額	主 な 内 容
	百万円	
製粉及び食品事業	1,244	製造設備の増強、安全・安心面や合理化・省力化への投資
外 食 事 業	246	新規出店による店舗設備、既存店の改装等
運 送 事 業	75	車両老朽化による入替
合 計	1,567	

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度末の借入金合計金額は7億5千2百万円であります。

尚、当連結会計年度中には、当社グループ各社とも増資あるいは社債発行による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

製粉及び食品事業におきましては、国内市場は少子高齢化や人口減少による需要減退が販売競争を一段と激化させており、より競争力のある商品開発や、価格競争力の一段の強化等が喫緊の課題となっております。

外食事業におきましては、業界内での競争激化と消費者の節約志向が続くなか、原材料価格の上昇等の対応策として、各店舗に合わせた効果的な事業運営が必要とされており、これに因應する店舗運営に注力してまいります。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響等により、当社グループを取り巻く環境は大きく変化しておりますが、原料調達・製造・販売・開発・物流が一体となり、積極的な販売活動や新商品開発による販売数量の増加を図るとともに、徹底した効率を追求し、競争力を強化することにより、この変化を業績拡大へ繋げるべく最大限努力していく所存です。

また、三菱商事株式会社及び株式会社増田製粉所との連携を強化し、商圏拡大を図ってまいります。さらに、海外戦略として、ベトナムの子会社（NITTO-FUJI INTERNATIONAL VIETNAM CO.,LTD.）及びタイの子会社（Nitto Fuji International (Thailand) Co.,Ltd.）を通じてアジア地域での事業拡大にも努めてまいります。

株主の皆様のお一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2016年度 (第119期)	2017年度 (第120期)	2018年度 (第121期)	2019年度 当連結会計年度 (第122期)
売上高	48,875 百万円	49,561 百万円	54,900 百万円	57,544 百万円
経常利益	2,610 百万円	3,171 百万円	4,463 百万円	4,970 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	1,729 百万円	2,336 百万円	3,357 百万円	3,384 百万円
1株当たり当期純利益	377円68銭 百万円	510円14銭 百万円	733円22銭 百万円	739円10銭 百万円
総資産	44,489 百万円	47,358 百万円	47,969 百万円	49,541 百万円

(注1)当社は、2016年10月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しました。これに伴い、1株当たり当期純利益は、2016年度(第119期)の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定しております。

(注2)『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第121期の期首から適用しており、第120期に係る数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2020年3月31日現在)

① 親会社の状況

三菱商事株式会社は、当社の株式2,952千株(持株比率64.5%)を保有しており、当社の親会社であります。

親会社等との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

(イ) 取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

製品の販売等については、市場価格、総原価を勘案して、一般的取引条件と同様に決定しております。

製品・原材料の購入については、市場の実勢価格を参考に、一般的取引条件と同様に決定しております。

(ロ) 当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

取引等を決定する際には、法及び社内規定に則り取締役会、常務会等で所定の手続きを行い、監査等委員会や業務監査室等により会社業務が適正に遂行されていることを確認しております。

(ハ) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
日東富士運輸株式会社	千円 25,000	% 100.0	運送事業
株式会社さわやか	100,000	100.0	外食事業
隅田商事株式会社	26,000	100.0	製粉及び食品事業
NITTO-FUJI INTERNATIONAL VIETNAM CO.,LTD.	億VND 1,305	94.7	製粉及び食品事業
株式会社増田製粉所	350,000	100.0	製粉及び食品事業
兼三株式会社	30,000	100.0	製粉及び食品事業
Nitto Fuji International (Thailand) Co.,Ltd.	千THB 240,000	100.0	製粉及び食品事業

(注)兼三株式会社の株式は、株式会社増田製粉所を通じての間接所有となっております。

③ 特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

現在、当企業集団の事業の種類別セグメントは次のとおりであります。

製粉及び食品事業は、小麦その他農産物を原料として、小麦粉・ふすま類の製造・販売を主たる事業とし、ミックス粉他小麦粉関連製品等の製造・加工・販売も併せて行っております。さらに、工場附属営業倉庫（サイロ）において、小麦の保管業務等の倉庫業及び荷揚荷役の港湾運送業を行っております。

外食事業は、当社子会社の株式会社さわやかが『ケンタッキーフライドチキン（以下KFC）』のトップフランチャイジーとして事業展開しているほか、各種レストラン等にも進出しております。

運送事業は、当社子会社の日東富士運輸株式会社が当社を主たる荷主として小麦粉製品等の運送を行っております。

(8) 主要な営業所・出張所及び工場（2020年3月31日現在）

① 当社

本 社：東京都中央区
中央研究所：東京都大田区
仙台営業所：宮城県仙台市
埼玉事業所：埼玉県熊谷市
静岡営業所：静岡県静岡市
名古屋営業所：愛知県知多市
大阪営業所：兵庫県神戸市
広島出張所：広島県広島市
北陸出張所：富山県射水市
東京工場：東京都大田区
埼玉工場：埼玉県熊谷市
埼玉食品工場：埼玉県熊谷市
静岡工場：静岡県静岡市
名古屋工場：愛知県知多市

② 子会社

日東富士運輸株式会社

本社：東京都大田区

支店：東京都大田区、埼玉県熊谷市、静岡県静岡市、
愛知県知多市

営業所 兵庫県神戸市

株式会社さわやか

本社：東京都中央区

K F C 65 店舗：東京都他6県

各種レストラン等16店舗：東京都、神奈川県、埼玉県

隅田商事株式会社

本社：東京都中央区

営業所：岩手県滝沢市、福島県郡山市、三重県四日市市

出張所：兵庫県神戸市

NITTO-FUJI INTERNATIONAL VIETNAM CO.,LTD.

本社：ベトナム ビンズン省

株式会社増田製粉所

本社：兵庫県神戸市

支店：東京都中央区

兼三株式会社

本社：兵庫県神戸市

Nitto Fuji International (Thailand) Co.,Ltd.

本社：タイ王国 サラブリ県

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数
製粉及び食品事業	572
外食事業	129
運送事業	70
合計	771

(注) 上記のほかに臨時従業員2,069名(最近1年間の平均雇用人員)を雇用しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数		前期末比増減(△)	平均年齢	平均勤続年数
男子	292	△4	44.0	21.0
女子	96	7	39.1	17.1
合計又は平均	388	3	43.0	20.0

(注) 上記のほかに臨時従業員124名(最近1年間の平均雇用人員)を雇用しております。

(10) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金額
株式会社三菱UFJ銀行	226
農林中央金庫	175
株式会社静岡銀行	151

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 15,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,692,364株
- (3) 株主数 4,635名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
三 菱 商 事 株 式 会 社	2,952	64.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	82	1.8
山 崎 製 パ ン 株 式 会 社	61	1.4
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	56	1.2
日 東 富 士 製 粉 持 株 会	54	1.2
日 清 食 品 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	51	1.1
株 式 会 社 中 村 屋	50	1.1
古 庄 政 文	46	1.0
吉 田 知 広	40	0.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	35	0.8

(注) 上記のほか当社保有の自己株式113千株があります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤田佳久	
取締役 常務執行役員	小泉武嗣	業務本部長
取締役 常務執行役員	谷本祐介	管理本部長兼業務監査室担当
取締役 常務執行役員	大山昌弘	経営企画部、リテイル・商品開発担当
取締役 執行役員	箸本隆一	隅田商事株式会社代表取締役社長
取締役	伊藤勇	株式会社増田製粉所代表取締役社長兼営業本部長兼業務本部長
※取締役	力禰館次郎	三菱商事株式会社消費財本部製粉糖質部長 日本食品化工株式会社取締役
取締役 (監査等委員)	嶋津吉裕	三菱商事株式会社食品産業管理部長 日本食品化工株式会社取締役(監査等委員)
取締役 (監査等委員)	石毛宏	帝京大学経済学部教授
取締役 (監査等委員)	野口文雄	タイヤ公正取引協議会専務理事 一般社団法人全国公正取引協議会連合会理事 郷原総合コンプライアンス法律事務所特別顧問

- (注) 1. ※印を付した取締役は、2019年6月27日開催の第122回定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
2. 取締役のうち監査等委員の石毛 宏及び野口文雄の両氏は、社外取締役であります。
3. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置し、重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 監査等委員である取締役の嶋津吉裕氏は、長年にわたり経理部門の経験を重ねており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2019年6月27日開催の第122回定時株主総会終結のときをもって、下嶋正雄及び高岡裕明の両氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
6. 石毛 宏及び野口文雄の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は非業務執行取締役との間で会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額となります。

(3) 取締役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	8名 （－）	160百万円 （－）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （2名）	6百万円 （6百万円）
合 計	11名	167百万円

(注) 上記報酬等の額には、当事業年度役員退職慰労引当額15百万円を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役（監査等委員） 石毛 宏

○重要な兼職先と当社との関係

- ・ 帝京大学経済学部教授
学校法人帝京大学と当社との間には特別な関係はありません。

○当事業年度における主な活動状況

- ・ 出席及び発言状況
当事業年度開催の取締役会及び監査等委員会の9割以上に出席、適正な企業活動への助言がありました。

② 取締役（監査等委員） 野口 文雄

○重要な兼職先と当社との関係

- ・ タイヤ公正取引協議会専務理事
タイヤ公正取引協議会と当社との間には特別な関係はありません。
- ・ 一般社団法人全国公正取引協議会連合会理事
一般社団法人全国公正取引協議会連合会と当社との間には特別な関係はありません。
- ・ 郷原総合コンプライアンス法律事務所特別顧問
郷原総合コンプライアンス法律事務所と当社との間には特別な関係はありません。

○当事業年度における主な活動状況

- ・ 出席及び発言状況
当事業年度開催の取締役会及び監査等委員会の全てに出席、適正な企業活動への助言がありました。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

42百万円

② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

42百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、監査等委員会は、会計監査人からの説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額は区分されていないため、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3. 当社の子会社であるNITTO-FUJI INTERNATIONAL VIETNAM CO.,LTD.及びNitto Fuji International (Thailand) Co.,Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任決定の方針

当社都合の場合のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合には、監査等委員会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。当該解任をした場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに企業集団の業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとる様「役職員行動規範」を定めております。

また、コンプライアンス委員会を設置、代表取締役社長がその委員長を務め、各担当役員、各本部長、監査等委員会事務局長、総務部長、業務監査室長をコンプライアンス委員とし、コンプライアンス関連の研修、ガイドラインの制定等の体制を整備しております。

法令上及び定款上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行う手段として、コンプライアンス委員会等への報告・相談ラインを設置しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令等に基づき、定められた期間保存しております。

また、取締役は、これらの文書等を必要に応じて閲覧・入手できる体制になっております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、「リスク管理規定」に基づきコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配付等を行うものとしております。

組織横断的リスクの対応を一段と強化するため「リスク管理委員会」を設置しております。

また、リスクに対する実際の行動・シミュレーション実施を行うため、リスクに応じた分科会を設置しております。

- ④ **取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
当社グループは、取締役及び従業員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的な目標及び効率的な達成の方法を策定します。
当社グループは、取締役会等が定期的に進捗状況をチェックし、改善を促すことができるように全社的な業務の効率化を実現するシステムとなっております。
- ⑤ **財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制について**
当社グループは、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法の定めに従い有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努めます。
- ⑥ **当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
当社は、グループ会社の主管者を定め、取締役や監査役の派遣等を通じて連携を取り、グループ会社の業務執行状況の報告を定期的を受け、確認しております。
また、社長直属の機関として業務監査室が設置されており、当社及びグループ会社について、業務の遂行状況や内部統制の状況について監査し、改善の勧告、改善案の提示や実施状況の確認等定期的に必要な内部監査を実施しております。
- ⑦ **監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制**
監査等委員会は、監査等委員会の職務の補助を必要とする場合は、業務監査室担当取締役に業務監査室の人員の派遣を要請できるものとします。
- ⑧ **前項の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項**
監査等委員より、監査業務の補助の指示を受けた従業員は、その指示に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)等の指揮命令を受けないこととします。
- ⑨ **第7項の使用人に対する監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項**
監査業務の補助をする業務監査室の従業員の選任に関しては、監査機能の一翼を担う重要な役割をもつことに鑑み、その経験・知見・行動力を十分に考慮するものとします。

⑩ **当社及び子会社から成る企業集団における取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制**

監査等委員は、取締役会に出席し、重要な報告を受け、意見を表明できる体制としております。

また、監査等委員会事務局長が常務会、経営会議、コンプライアンス委員会等に出席し、重要な報告を受け、その内容を監査等委員会に報告する体制としております。さらに、監査等委員会事務局長が子会社の取締役会等に出席し、重要な報告を受け、その内容を監査等委員会へ報告する体制としております。

また、法令上及び定款上疑義のある行為等について、当社グループの従業員が直接情報提供を行う手段としての報告・相談ラインの相手先の一つとして、監査等委員会事務局長から監査等委員会へ報告する体制を設定しております。

⑪ **前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない事を確保するための体制**

「役職員行動規範」において報告者が不利益を被らないよう最大限の配慮を行う体制としております。

⑫ **監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払請求、支出した費用の請求又は債務の処理については、当該職務の執行に必要でないと証明された場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

⑬ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査等委員は、取締役、会計監査人と相互の意思疎通を図るため、それぞれ随時意見交換会をもつこととしております。

また、「内部監査規定」において、業務監査室は監査等委員及び会計監査人と密接な連携を保つよう努めなければならない旨を定め、監査等委員会の監査の実効性確保を図っております。

⑭ **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況**

当社は、「役職員行動規範」に基づき反社会的勢力及びこれらと関係のある個人・団体に対して、一切の交流・取引を行わないこと、要求を断固拒否することを方針とし、警察等の

外部機関や関連団体・関連企業と協力して、情報を収集し反社会的勢力の排除のため社内体制の整備を推進します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① コンプライアンス体制

当社は、当社グループにおけるコンプライアンスの基礎となる「役職員行動規範」を役職員に携行させ、また、社内に掲示するなどして行動規範の浸透を図っています。コンプライアンス委員会におきましては、コンプライアンスに関する課題の把握と、その対策案を立案・実施し、役職員への徹底を図るため社内研修も実施しております。また、問題の未然防止と早期発見を図るため、内部通報窓口を設置しております。

② リスク管理体制

経営における重大な損失、不利益等を最小限にするためリスク管理規定を制定してリスクの把握・評価・対応策等によるリスク管理を継続的に行っております。また、経営に与える影響が大きいと思われるリスクに関しては、国内連結子会社の代表取締役をメンバーに入れた経営会議で報告され、リスクの共有及び対応を図っております。

③ 取締役の職務執行

当社は、取締役会を原則月1回開催し、法令や定款等に定められた事項や経営方針、予算の策定等の経営に関する重要事項を決定するとともに、月次の業績の分析・評価を行い、法令や定款等の適合性の観点から審議をしております。

④ 内部監査体制

業務監査室は、内部監査計画に基づき、当社並びに当社グループの内部監査を実施し、それぞれの検証結果を半期毎に内部監査報告書として代表取締役及び監査等委員会に対し報告を行っております。

⑤ グループ管理体制

取締役会で子会社を担当する取締役から各子会社の経営状況等の報告を受け、現況を把握できる体制になっております。また、当社の業務監査室が子会社の業務監査を定期的実施しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分につきましては、株主の皆様への利益還元を重要課題の一つとして認識しております。各事業年度の業績の状況と将来の事業展開を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当の維持を基本としつつも、連結ベースの配当性向30%以上をもう一つの基準とし、株主の皆様のご期待にこたえて参りたいと考えております。また、引続き、研究開発や生産設備の増強、販売・物流体制の強化など将来の事業展開に必要な資金需要に備えるために内部留保の充実に努めることしております。

また、剰余金の配当等の決定機関は、2018年6月28日開催の第121回定時株主総会において、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会決議により定めることができる旨の定款変更を決議しております。

この基本方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、普通配当を1株当たり116円とさせていただきます。なお、中間期においては、中間配当金1株につき106円を実施いたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき222円となります。

(備考) この事業報告に記載の金額及び株式数は表示単位未満を切り捨てにて、また、割合及び1株当たり当期純利益は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度 (2020年3月31日現在)	前連結会計年度 (ご参考) (2019年3月31日現在)	科 目	当連結会計年度 (2020年3月31日現在)	前連結会計年度 (ご参考) (2019年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産			流動負債		
現金及び預金	1,285	1,640	支払手形及び買掛金	4,788	4,682
受取手形及び売掛金	7,623	8,427	短期借入金	500	500
商品及び製品	2,335	2,356	1年内返済予定の長期借入金	252	336
原材料及び貯蔵品	5,184	6,236	リース債務	0	0
短期貸付金	7,348	3,736	未払法人税等	643	1,076
未収還付法人税等	5	—	賞与引当金	576	468
その他	605	540	役員賞与引当金	46	38
貸倒引当金	△5	△6	その他	2,426	2,220
流動資産合計	24,382	22,930	流動負債合計	9,234	9,323
固定資産			固定負債		
有形固定資産			長期借入金	—	252
建物及び構築物	5,205	4,552	繰延税金負債	2,427	2,496
機械装置及び運搬具	3,329	3,316	退職給付に係る負債	307	307
土地	4,836	4,838	役員退職慰労引当金	77	148
その他	468	760	資産除去債務	430	419
有形固定資産合計	13,840	13,468	リース債務	4	5
無形固定資産			その他	193	181
のれん	81	92	固定負債合計	3,440	3,811
その他	528	614	負債合計	12,674	13,135
無形固定資産合計	610	707	(純資産の部)		
投資その他の資産			株主資本		
投資有価証券	8,051	8,013	資本金	2,500	2,500
繰延税金資産	161	115	資本剰余金	4,049	4,049
退職給付に係る資産	1,559	1,848	利益剰余金	27,153	24,850
差入保証金	648	599	自己株式	△292	△290
その他	342	347	株主資本合計	33,410	31,108
貸倒引当金	△56	△61	その他の包括利益累計額		
投資その他の資産合計	10,708	10,862	その他有価証券評価差額金	3,625	3,593
固定資産合計	25,158	25,038	繰延ヘッジ損益	0	—
			為替換算調整勘定	△1	49
			退職給付に係る調整累計額	△219	26
			その他の包括利益累計額合計	3,404	3,669
			非支配株主持分	51	56
			純資産合計	36,867	34,834
資産合計	49,541	47,969	負債純資産合計	49,541	47,969

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前連結会計年度 (ご参考) (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	57,544	54,900
売上原価	43,182	41,550
売上総利益	14,361	13,350
販売費及び一般管理費	9,792	9,185
営業利益	4,568	4,164
営業外収益	449	339
受取利息	13	9
受取配当金	120	107
固定資産賃貸料	202	60
その他の営業外収益	112	161
営業外費用	48	40
支払利息	5	7
その他の営業外費用	42	32
経常利益	4,970	4,463
特別利益	4	493
固定資産売却益	3	4
投資有価証券売却益	1	488
特別損失	75	65
固定資産売却損	-	4
固定資産除却損	46	37
減損	8	23
投資有価証券売却損	-	0
投資有価証券評価損	20	-
税金等調整前当期純利益	4,899	4,890
法人税、住民税及び事業税	1,518	1,433
法人税等調整額	△15	80
当期純利益	3,396	3,377
非支配株主に帰属する当期純利益	12	19
親会社株主に帰属する当期純利益	3,384	3,357

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年 4月 1日)
(至 2020年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,500	4,049	24,850	△290	31,108
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,080		△1,080
親会社株主に帰属する当期純利益			3,384		3,384
自己株式の取得				△1	△1
連結子会社株式の取得による持分の増減		0			0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計		0	2,303	△1	2,302
当 期 末 残 高	2,500	4,049	27,153	△292	33,410

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	3,593	-	49	26	3,669	56	34,834
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△11	△1,092
親会社株主に帰属する当期純利益							3,384
自己株式の取得							△1
連結子会社株式の取得による持分の増減							0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	31	0	△50	△246	△264	6	△258
当 期 変 動 額 合 計	31	0	△50	△246	△264	△4	2,032
当 期 末 残 高	3,625	0	△1	△219	3,404	51	36,867

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当事業年度 (2020年3月31日現在)	前事業年度 (ご参考) (2019年3月31日現在)	科 目	当事業年度 (2020年3月31日現在)	前事業年度 (ご参考) (2019年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産			流動負債		
現金及び預金	232	237	買掛金	3,280	3,450
電子記録債権	20	7	短期借入金	2,878	2,949
売掛金	5,882	6,454	1年内返済予定の長期借入金	252	336
商品及び製品	1,719	1,871	未払金	401	469
原材料及び貯蔵品	3,669	5,044	未払法人税等	425	701
前渡金	77	39	未払消費税等	179	158
前払費用	66	60	未払費用	877	758
短期貸付金	7,344	3,732	前受金	31	0
未収入金	146	68	預り金	21	43
その他の貸倒引当金	214	229	賞与引当金	348	336
	△3	△3	役員賞与引当金	32	36
流動資産合計	19,370	17,742	流動負債合計	8,729	9,242
固定資産			固定負債		
有形固定資産			長期借入金	-	252
建物	2,388	2,164	繰延税金負債	2,224	2,162
構築物	270	294	退職給付引当金	10	11
機械装置	2,337	2,402	役員退職慰労引当金	29	106
車両運搬具	15	6	その他	85	75
工具器具備品	219	214	固定負債合計	2,349	2,607
土地	3,590	3,590	負債合計	11,078	11,849
建設仮勘定	6	217	(純資産の部)		
有形固定資産合計	8,827	8,891	株主資本		
無形固定資産			資本金	2,500	2,500
借地権	359	359	資本剰余金	4,036	4,036
ソフトウェア	89	206	資本準備金	4,036	4,036
ソフトウェア仮勘定	6	3	利益剰余金	23,119	20,785
その他の無形固定資産	9	9	利益準備金	497	497
無形固定資産合計	464	579	その他利益剰余金	22,622	20,287
投資その他の資産			圧縮記帳積立金	67	67
投資有価証券	7,469	7,328	別途積立金	18,200	16,600
関係会社株式	5,338	5,338	繰越利益剰余金	4,354	3,620
出資	0	0	自己株式	△292	△290
関係会社出資金	555	555	株主資本合計	29,364	27,031
前払年金費用	1,875	1,809	評価・換算差額等		
その他の貸倒引当金	134	140	その他有価証券評価差額金	3,560	3,471
	△34	△34	繰延ヘッジ損益	0	-
投資その他の資産合計	15,340	15,139	評価・換算差額等合計	3,560	3,471
固定資産合計	24,632	24,610	純資産合計	32,924	30,502
資産合計	44,003	42,352	負債純資産合計	44,003	42,352

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 事 業 年 度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)	前事業年度 (ご参考) (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)
売 上 高	38,301	37,656
売 上 原 価	30,251	29,807
売 上 総 利 益	8,050	7,849
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,245	5,121
営 業 利 益	2,804	2,727
営 業 外 収 益	1,710	631
受 取 利 息	0	0
受 取 配 当 金	1,127	396
受 取 口 イ ヤ リ テ イ	246	51
固 定 資 産 賃 貸 料	219	76
そ の 他 の 営 業 外 収 益	115	105
営 業 外 費 用	42	24
支 払 利 息	5	7
そ の 他 の 営 業 外 費 用	37	16
経 常 利 益	4,472	3,334
特 別 利 益	1	0
固 定 資 産 売 却 益	0	-
投 資 有 価 証 券 売 却 益	-	0
関 係 会 社 株 式 売 却 益	0	-
特 別 損 失	41	30
固 定 資 産 売 却 損	-	4
固 定 資 産 除 却 損	40	26
減 損 損 失	1	-
税 引 前 当 期 純 利 益	4,431	3,304
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	994	875
法 人 税 等 調 整 額	22	43
当 期 純 利 益	3,414	2,385

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							利益剰余金 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	その他利益剰余金			
		資 本 準備金	資本剰余金 合計		圧縮記帳 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	2,500	4,036	4,036	497	67	16,600	3,620	20,785
当 期 変 動 額								
圧縮記帳積立金の取崩					△0		0	－
別途積立金の積立						1,600	△1,600	－
剰余金の配当							△1,080	△1,080
当 期 純 利 益							3,414	3,414
自己株式の取得								
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計					△0	1,600	734	2,334
当 期 末 残 高	2,500	4,036	4,036	497	67	18,200	4,354	23,119

	株 主 資 本		評価・換算差額等			純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△290	27,031	3,471	－	3,471	30,502
当 期 変 動 額						
圧縮記帳積立金の取崩		－				－
別途積立金の積立		－				－
剰余金の配当		△1,080				△1,080
当 期 純 利 益		3,414				3,414
自己株式の取得	△1	△1				△1
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			88	0	88	88
当 期 変 動 額 合 計	△1	2,332	88	0	88	2,421
当 期 末 残 高	△292	29,364	3,560	0	3,560	32,924

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

日 東 富 士 製 粉 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トー マ ヅ

東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 由 水 雅 人 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 島 拓 也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日東富士製粉株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日東富士製粉株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

日 東 富 士 製 粉 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トー マ ツ

東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 由 水 雅 人 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 島 拓 也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日東富士製粉株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第122期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第122期事業年度における取締役の職務の執行について監査致しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

日東富士製粉株式会社 監査等委員会

監査等委員 嶋津吉裕 ㊟

監査等委員 石毛宏 ㊟

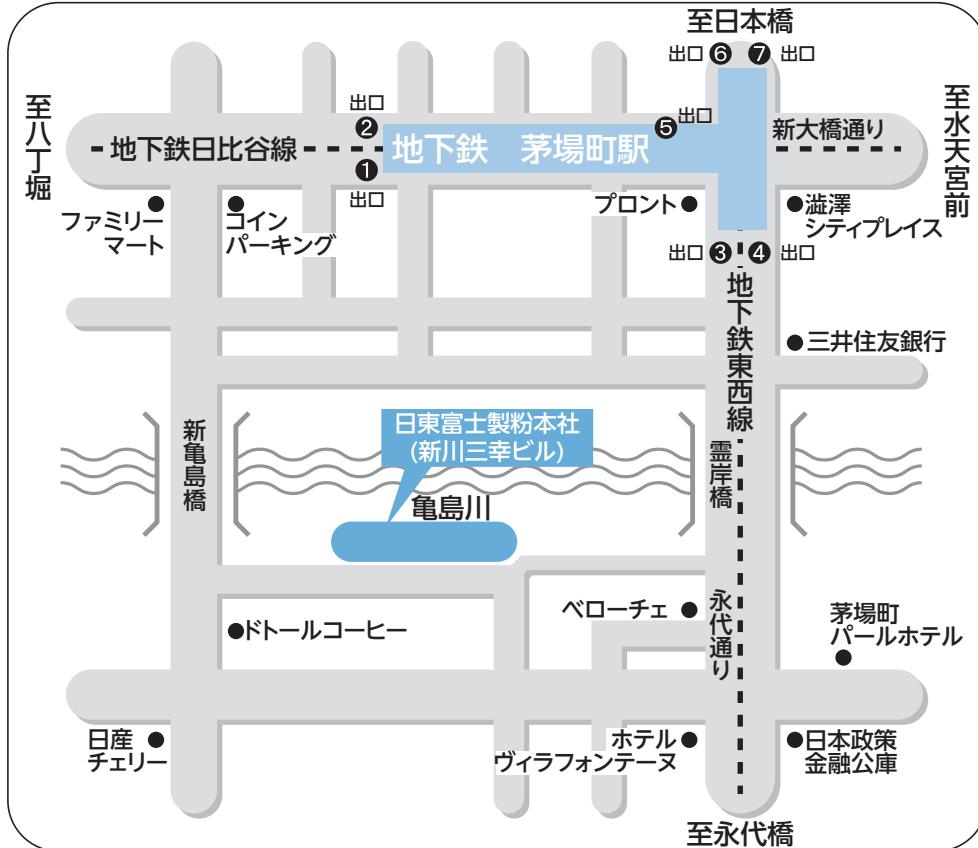
監査等委員 野口文雄 ㊟

(注)監査等委員石毛宏氏及び野口文雄氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都中央区新川一丁目3番17号（新川三幸ビル）
当社2階会議室
電話 03-3553-8781



最寄駅 東京メトロ日比谷線・東西線 茅場町駅下車徒歩5分

